

6 農産第 2573 号  
6 畜産第 1912 号  
令和 6 年 9 月 25 日

各地方農政局生産部長等 殿

農産局園芸作物課長  
畜産局畜産振興課長

### 花粉交配用蜜蜂の安定確保のための体制整備の見直しについて

花粉交配用蜜蜂の安定確保を図るため、「花粉交配用蜜蜂の安定確保のための体制整備について」（平成 29 年 8 月 31 日付け 29 生産第 1110 号 生産局園芸作物課長、29 生畜第 589 号 生産局畜産部畜産振興課長連名通知。以下「通知」という。）により、花粉交配用蜜蜂の必要群数及び仕入れ先の確保状況等の把握、需要期における需給調整等を実施してきたところです。

需給調整等を行う上では、園芸担当部署及び畜産担当部署が密に連携を取った上で、需要期に必要な群数になるべく迅速に供給することが重要となります。需給調整等をさらに円滑に運用するために、通知の内容を一部見直しましたので、下記について、御了知いただくとともに、貴局管内各都道府県に対し、依頼方お願いいたします。

なお、これをもって通知については廃止することとしますので御了知下さい。

### 記

- 1 園芸産地における花粉交配用蜜蜂の必要群数及び仕入れ先の確保状況について
  - (1) 各都道府県の園芸担当部署におかれては、農業関係団体等に花粉交配用蜜蜂の需給調整システムについて改めて周知するとともに、農業関係団体等の協力のもと、花粉交配用蜜蜂の必要群数、仕入れ先及び仕入れ先の花粉交配用蜜蜂の確保状況について情報収集を行い、【様式 1】に取りまとめ、管轄する地方農政局へ提出してください。
  - (2) 地方農政局の園芸担当部署におかれては、各都道府県から提出のあった【様式 1】を取りまとめの上、毎年 10 月末日までに、農産局園芸作物課へ提出してください。
  - (3) 収集した情報は、過去のものも含め、個別の取引状況を特定できないような情報に加工した上で、施策推進や調査研究等を目的とし、公表する場合や、研究機関等に提供する場合があります。万一、公表に差し支えのある場合は、提出の際に併せてお知らせください。

## 2 花粉交配用に供給可能な蜜蜂について

- (1) 各都道府県の畜産担当部署におかれては、各都道府県養蜂協会等の協力を得つつ、園芸担当部署から花粉交配用蜜蜂の確保が困難な産地について連絡があった場合に供給可能な花粉交配用蜜蜂の情報を提供できるよう、供給可能な花粉交配用蜜蜂の状況を【様式2】に記載の上、管轄する地方農政局へ提出してください。
- (2) 地方農政局の畜産担当部署におかれては、管内各都道府県から提出のあった【様式2】を取りまとめの上、毎年10月末日までに畜産局畜産振興課へ提出してください。
- (3) 各都道府県の畜産担当部署におかれては、【様式2】を提出後、供給可能な花粉交配用蜜蜂の状況について変更があった場合は、速やかに管轄する地方農政局を通じて畜産局畜産振興課へ報告してください。

## 3 園芸産地における花粉交配用蜜蜂の需給状況及び需給調整について

- (1) 都道府県内の園芸産地において花粉交配用蜜蜂の不足が見込まれる都道府県（以下、「不足発生都道府県」という。）の園芸担当部署は、速やかに、地方農政局を通じて農産局園芸作物課に必要時期、品目、不足群数、不足している産地の情報共有を行うとともに、畜産担当部署とも連携し、2の調査結果を基に都道府県内での花粉交配用蜜蜂の需給調整に努めてください。  
不足発生都道府県内で調整がついた場合は、速やかに、管轄する地方農政局を通じて農産局園芸作物課へ報告してください。
- (2) 不足発生都道府県の園芸担当部署におかれては、不足発生都道府県内での調整が困難なことが判明した場合は、【様式3】に必要事項を記載の上、速やかに管轄する地方農政局を通じて農産局園芸作物課へ提出してください。
- (3) 地方農政局の園芸担当部署におかれては、(1)により、不足発生都道府県から不足群数等の情報共有があった場合は、各地方農政局の畜産担当部署にも情報共有を行ってください。各地方農政局の畜産担当部署におかれては、管内各都道府県（不足発生都道府県は除く）の畜産担当部署に供給可能な花粉交配用蜜蜂【様式2】に変更がないか確認を行い、(2)により【様式3】の提出があった際に速やかに情報共有できるようにしてください。
- (4) 各都道府県の園芸担当部署におかれては、令和6年10月以降、毎月末時点で各都道府県内の園芸産地において花粉交配用蜜蜂の不足が発生していない場合は、その旨を翌月5日（5日が閉庁日の場合は翌開庁日）までに、管轄する地方農政局を通じて農産局園芸作物課へ提出してください。

## 4 花粉交配用蜜蜂の計画的な確保及び適切な管理について

各都道府県の園芸担当部署におかれては、農業関係団体等に対し、以下の点について御指導いただきますようお願いします。

- (1) リスク軽減のため、花粉交配用蜜蜂の調達を複線化したり、養蜂農家及び専門

販売業者が必要群数を把握して計画的に増殖・供給できるよう、園芸農家から必要群数を早めに注文したりするなどの対応を行うこと。

(2) 花粉交配用蜜蜂を大事にかつ有効に使うため、ハウス内の適切な温度管理や農薬の取扱い、腐蛆（ふそ）病やダニ被害による家畜伝染病のまん延防止のため、使用後の適切な焼却や返却などの適正管理を徹底すること。

(3) 蜜蜂以外の花粉交配用昆虫の活用も検討すること。

【様式1】花粉交配用蜜蜂の使用計画

都道府県名:〇〇県〇〇課

調査責任者(園芸): (役職、氏名、電話番号)

[illegible]

※できる限り品目ごとに記載をお願いします。

※使用蜂群数の算出に当たっては、畜産担当部署と連携し、前年の「養蜂振興法に基づく蜜蜂飼育の届出結果等の報告について」の結果を基に推計することも可とします。

【様式2】 供給可能な花粉交配用蜜蜂の状況【都道府県等共有情報】

都道府県名：〇〇県〇〇課

調査責任者(畜産)：(役職、氏名、電話番号)

| (例) | 供給可能な養蜂農家名 | 供給が可能な時期 | 供給可能群数 | 備考(条件等) |
|-----|------------|----------|--------|---------|
|     | A養蜂場       | ～11月中旬   | 100群   | リースのみ   |
|     |            |          |        |         |
|     |            |          |        |         |
|     |            |          |        |         |
|     |            |          |        |         |

【様式3】花粉交配用蜜蜂の不足情報

都道府県名：〇〇県〇〇課

調査責任者(園芸)：(役職、氏名、電話番号)

|     | 不足する蜂群数<br>(作物別) <sup>※1</sup> | 必要とする時期 <sup>※1</sup> | 必要としている産地<br>(JA、地域等) | 連絡先名            | 電話番号     | 備考 <sup>※2</sup> |
|-----|--------------------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------|----------|------------------|
| (例) | (品目〇〇)<br>100群                 | 10/1～12月中旬            | JA〇〇                  | JA〇〇資材販売課(担当者名) | 〇〇－〇〇－〇〇 |                  |
|     |                                |                       |                       |                 |          |                  |
|     |                                |                       |                       |                 |          |                  |
|     |                                |                       |                       |                 |          |                  |
|     |                                |                       |                       |                 |          |                  |

※1 不足の情報は、需給調整を目的とした関係者で共有します。

※2 留意点(対象園芸農家の規模)等を記述してください。